



令和7年3月28日

県民への説明

住所 久留米市南一丁目15番10号
法人名 NPO 法人 famille
代表者名 河原 大介

1 説明に係る事実

初年度及び令和5年度に係る事業報告書等を事業期間終了後3ヶ月以内に提出すべきところ、現在に至るまで提出できておりません。

2 事業報告書等の提出がなされていない理由

別法人から本法人に事業を移行しようとしたところ、別法人の運営管理で手一杯になってしまい、提出することを懈怠していた。

3 今後の提出の予定

今後総会の議決を得て、令和7年4月30日までに、提出することを約束します。

4 事業報告書等の提出時期を遵守するための方策

今回、法第29条に違反し、法第80条に基づく過料が科されるような事態が生じたことについて、理事会及び総会で説明し、事務局の機能を強化します。